

風俗案内業関係事務の取扱いに関する訓令

平成23年6月16日

本部訓令第12号

〔沿革〕 平成24年7月本部訓令第14号

平成28年5月本部訓令第20号

風俗案内業関係事務の取扱いに関する訓令を次のように定める。

風俗案内業関係事務の取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、千葉県公安委員会の権限に属する事務の処理に関する規程（昭和36年千葉県公安委員会規程第4号）第6条の規定に基づき、千葉県風俗案内業の規制に関する条例（平成22年千葉県条例第49号。以下「条例」という。）及び千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成23年千葉県公安委員会規則第7号。以下「施行規則」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務の処理)

第2条 風俗案内業関係事務の処理は、条例及び施行規則に定めるもののほか、別表に定めるところによる。

別表（第2条）

事務の種類	処理要領	備考
1 事業開始の届出の取扱い	<p>(1) 性風俗案内を行う風俗案内業に該当するかどうかを確認する。</p> <p>(2) 該当する風俗案内業であった場合は、当該届出場所が、禁止区域（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第28条第1項に規定する区域）（注1）及び禁止地域（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年千葉県条例第31号。以下「風営法施行条例」という。）の別表に定める地域）外であるか否かを確認する。</p> <p>(3) 接待飲食等営業案内所で当該届出場所が、風営法施行条例第6条第2項に規定する千葉県公安委員会が指定した地域（特別な事情のある地域（午前1時まで風俗営業を営むことが許容される地域））内であるか否かを確認する。</p> <p>(4) 風俗案内業開始届出書（施行規則別記第1号様式）を提出させ、所定の記載事項等（添付書類（注2）を含む。）を確認して受け付ける。</p> <p>(5) 届出を受け付けたときは、事業開始届出受付簿（別記第1号様式）に所定事項を記載した上、風俗案内業届出台帳（別記第2号様式。以下「届出台帳」という。）を作成し、速やかに前(4)の届出書及び届出台帳の写しを添えて、生活安全部風俗保安課長（以下「風俗保安課長」という。）を経由し、本部長に報告する。</p>	<p>注1：保護施設の周囲200メートルの区域</p> <p>注2：添付書類は次のとおりである。</p> <p>(1) 風俗案内所の使用について権原を有することを疎明する書類</p> <p>(2) 風俗案内所の周囲の略図</p> <p>(3) 風俗案内業を営もうとする者の住民票の写し（法人にあっては、定款及び登記事項証明書）</p> <p>(4) 統括管理者の住民票の写し</p>
2 変更の届出又は廃止の届出の取扱い	<p>(1) 変更届出書（施行規則第2号様式）又は廃止届出書（施行規則第3号様式）は、いずれも所定の記載事項等（変更届出にあっては、必要な添付書類を含む。）を確認して受け付ける。</p> <p>(2) 届出を受け付けたときは、変更・廃止届出受付簿（別記第3号様式）に所定事項を記載し、届出台帳を補正、整理した上、速やかに前1(4)の届出書及び同(5)の届出台帳の写しを添えて、風俗保安課長を経由し、本部長に報告する。</p>	
3 届出状況の報告	<p>管轄区域内の風俗案内所の届出状況は、風俗案内業月報（別記第4号様式）により、翌月7日までに風俗保安課長を経由して、本部長に報告する。</p>	
4 報告、資料の提出要求	<p>(1) 条例第11条の規定による報告又は資料の提出によってその目的が十分達せられるものについては、立入りは行わないものとする。</p> <p>(2) 報告又は資料の提出要求等は報告・資料提出要求書（別記第5号様式）により行い、報告・</p>	

	資料提出書（別記第6号様式）によって提出を受けるものとする。	
5 立入実施者	立入りをを行う者（以下「立入実施者」という。）は、次に掲げる者の中から生活安全部の各課長又は署長（以下「所属長」と総称する。）が指定する。 ア 県本部にあっては、生活安全部に所属する職員 イ 署にあっては、生活安全課又は刑事生活安全課の職員 ウ その他適切な行政措置を講ずるために特に必要と認められる職員	
6 身分証明書等の交付等	(1) 所属長は、立入実施者を指定したときは、身分証明書（施行規則第6号様式）の交付申請を風俗保安課長を経由して、公安委員会に行わなければならない。 (2) 交付された身分証明書は、交付を受けた職員が当該身分証明書の保管の責めに任ずる。ただし、長期間その職務に従事しない場合又は適切に個人保管ができない場合は、警部の階級にある者（署は生活安全課長又は刑事生活安全課長）に保管を依頼することができる。 (3) 所属長は、立入実施者の指定を解除したときは、当該立入実施者に交付された身分証明書を速やかに風俗保安課長を経由して、公安委員会に返納しなければならない。	
7 立入検査	(1) 立入検査時の措置 ア 立入実施者が立入りを行った際に認めた違反行為で行政措置を講ずる必要がある場合には、当該違反行為を特定し、その記録を違反事実（現認・認知）報告書（別記第7号様式）により明らかにしておくこと。 イ 前アの違反行為に関して、風俗案内業者、統括管理者、その他の従業者又は関係者の申立てがある場合は聴取し、申立書（別記第8号様式）により録取することができる。 (2) 立入検査の結果は、立入結果報告書（別記第9号様式）により速やかに所属長に報告し、その写しを風俗保安課長に送付する。	
8 行政処分上申等の取扱い	(1) 風俗案内業者に対し、条例第8条の指示又は条例第9条の事業の停止若しくは廃止を行う必要があると認めるときは、関係記録を添えて、指示については指示処分伺書（別記第10号様式）、事業の停止及び事業の廃止については行政処分上申書（別記第11号様式）によりそれぞれ風俗保安課長を経由して、本部長に上申する。 (2) 生活安全部長は、前(1)の指示処分の上申について、弁明の機会の付与を行った上で、審査し、その結果を指示処分指令書（別記第12号	注3：指示書又は行政処分決定通知書の交付時に行政不服審査手続に関する規

様式)により上申署長に指令し、指示書(別記第13号様式)を送付する。

当該署長は指示簿(別記第14号様式)に收受関係等を記載した上、当該風俗案内業者に対し、指示書を交付し(注3)、その受領書(別記第15号様式)を徴収する。

(3) 生活安全部長は、前記(1)の上申(指示処分を除く。)について審査し、行政処分が相当と認めるときは、行政処分の上申について(別記第16号様式(その1))により、本部長を經由して公安委員会に上申する(注4)。

(4) 聴聞の結果、行政処分の決定について(別記第17号様式)により、本部長を經由して公安委員会に報告し、処分が決定したときは、当該風俗案内所の所在地を管轄する署長(以下「所轄署長」という。)を通じて、又は県本部において被処分者に対し、行政処分決定通知書(別記第18号様式)(注3)を交付し、その受領書を徴収する。また所轄署長に対しては、行政処分決定通知書の写しを送付する。

(5) 行政処分の結果について、届出台帳を補正、整理する。

則(平成28年千葉県公安委員会規則第2号)に規定する別記教示文により書面で教示を行うこと。

注4: 被上申者・被聴聞者一覧表(別記第16号様式(その2))、聴聞基本資料(別記第16号様式(その3))については、生活安全部風俗保安課において記録する。

9 書類の保管

区分	編てつ要領	保存期間
事業開始届出受付簿(別記第1号様式)		累年
届出書(施行規則別記第1号様式、施行規則第2号様式、施行規則第3号様式)	風俗案内所ごと	累年(風俗案内業の廃止の届出をした場合は、廃止の届出の日から起算して5年間保存するものとする。)
風俗案内業届出台帳(別記第2号様式)	受付番号順	累年(廃止の場合は、届出書の規定を準用する。)
変更・廃止届出申請受付簿(別記第3号様式)		累年
風俗案内業月報(別記第4号様式)		5年
報告資料要求書(別記第5号様式)原議 報告資料提出書(別記第6号様式)		5年
立入関係 違反事実(現認・認知)報告書(別記第7号様式) 申立書(別記第8号様式) 立入結果報告書(別記		1年(立入結果が、指示又は事業停止等の処分時は、写しを指示処分関係又は事業停止等関係に添付する。)

	第9号様式)		
指示処分関係	指示処分伺書（別記第10号様式） 指示処分指令書（別記第12号様式） 指示書（別記第13号様式）原議 指示簿（別記第14号様式） 受領書（別記第15号様式（ただし、指示書（別記第13号様式）に係るものに限る。））		10年
事業停止等関係	行政処分上申書（別記第11号様式） 行政処分の上申について（別記第16号様式） 行政処分の決定について（別記第17号様式） 行政処分決定通知書（別記第18号様式）原議 受領書（別記第15号様式（ただし、行政処分決定通知書（別記第18号様式）に係るものに限る。））		長期

以下様式省略